

熊本市歯科保健推進協議会における検討委員会運営要領

制定 平成20年 4月 1日健康福祉局長決裁

改正 平成24年 3月21日健康福祉局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市歯科保健推進協議会運営要綱第6条の規定により設置する検討委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 検討委員会(以下「委員会」という。)は、熊本市歯科保健推進協議会(以下「協議会」という。)の会長が必要と認める事項について検討を行う。

(組織)

第3条 委員会の委員及び委員長は、検討を行う事項について高い見識を有する者の中から、協議会の会長が指名するものとする。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

(会議)

第4条 委員会は、協議会会長が必要に応じ招集する。

2 必要があると認めるときは、協議会の委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(検討結果)

第5条 委員会は、検討結果を協議会会長及び協議会に報告する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉子ども局健康づくり推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。